

## 旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則

制定 平成28. 3. 24達第23号  
改正 平成29. 3. 23規則第24号

### 旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入学者募集に関すること。
- (2) 入学者選抜実施計画に関すること。
- (3) 入学者選抜合否判定に関すること。
- (4) その他入学者選抜に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務担当）
- (3) 教務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 教務主事補
- (6) 各学科長及び科長
- (7) 事務部長
- (8) 学生課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は校長、副委員長は教務主事及び専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副校長（総務担当）がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員長は、第3条第6号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者（教授に限る。）を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、入学者選抜に関する専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 23 規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。